

## 法制問題小委員会平成20年度中間まとめに対する 意見募集の結果概要

(速報値)

### 1. 意見募集の期間

平成20年10月9日(木)～平成20年11月10日(月)

### 2. 寄せられたメール等の総数

団体： 35通

個人： 55通(無記名を含む)

合計： 90通

### 3. 項目ごとの意見の件数

うち、団体意見

① 「デジタルコンテンツ流通促進法制」	20件	(13件)
② 私的使用目的の複製の見直し	53件	(18件)
③ リバース・エンジニアリングに係る法的課題	31件	(18件)
④ 研究開発における情報利用の円滑化	26件	(18件)
⑤ 機器利用時における一時的蓄積の取扱い	14件	(9件)
⑥ 通信を巡る蓄積等の行為に係る法制上の論点	16件	(10件)
⑦ その他の検討事項	23件	(17件)
⑧ 総論的事項、その他	10件	(7件)

※ 各項目への分類は、基本的には、寄せられた意見の中で意見の対象として記載されていた項目名によったものである。また、1通の意見が複数項目にわたることがあるため、①～⑧の合計はメール等の総数とは一致しない。

### 4. 各項目ごとの主な意見の概要

(次ページ以降を参照)

## 1. 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について

### **ア 総論**

#### ①流通を促進させるために積極的な検討が必要という意見

- 全世界で急速に展開するインターネットエコノミーの進展が社会経済のあり方を根本的に変えつつある。世界第2の経済大国である日本がデジタルコンテンツ流通においてこの進展の速度に遅れることのないよう、権利者不明著作物の利用以外の項目についても、中間まとめに基づき、各国法制度との調和を図りながら迅速な法的な手当てを進めることが必要。(マイクロソフト株式会社)
  
- デジタルコンテンツ流通促進法制についての課題は多岐に渡り、権利者不明の場合に関する制度さえ整備すれば問題が解決するということはない。知的財産推進計画 2007 及び 2008」で求められている世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備について、権利者不明の場合の制度的措置のみに拘泥することなく、より十分な検討を行った上であるべき制度の検討を早急に進めるべき。(デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム)
  
- デジタルコンテンツ流通促進法制の検討に際しては、「フェアユース」概念の導入についても合わせて検討すべき。特に、金銭的利益を目的としないような場合、私的領域での利用だけでなく、ある作品への批評的活動、研究活動、ファン活動、その他直接的に利益を害さないと考えられるような場合については、米国的フェアユースの概念よりもより広くフェアユースの概念を捉えなおし、不特定多数による作品を一定以上の範囲で利用を可能とすることによって、著作権法の本来の意義である「文化の発展に寄与すること」を実現すべき。(個人)

#### ②検討に当たっては権利者への影響にも配慮すべきという意見

- デジタルコンテンツの流通促進の方策については、音楽の配信を初めとして、映画や放送番組の配信等次々と新たなサービスが開始されており、現行制度の下でも流通は徐々に促進されてきている。権利者不明の場合への対応方策は必要だが、新たなコンテンツの流通促進に関する方策についてまで、権利の制限で対処しようとするのは誤りであり、イノベーションと法制度の両面から権利を実効性のあるものとする方策を講じるべき。(社団法人日本音楽著作権協会)
  
- 「デジタルコンテンツ流通促進法制」を検討するに当たっては、流通促進の要請にのみ捕らわれるのではなく、コンテンツ創作を担う権利者への影響にも目を向けるべき。コンテンツの流通促進はコンテンツの豊富化に繋がる形で検討すべきであり、具体的には、権利者自らが行うビジネスの活性化及び権利の集中管理事業によって達成すべき。(社団法人日本レコード協会)

- インターネット上での日本語コンテンツの利用可能性を増大させる鍵となるのは、コンテンツ制作・流通産業における競争の促進とコンテンツの保護のバランスの取れた取組である。(在日米国商工会議所知的財産委員会)
- インターネット上に安全な環境が確保され、消費者ニーズを掴んだ既存の流通市場との役割分担が明確なビジネスモデルが生まれれば、自ずとコンテンツは流通するのであり、インターネット上の安全な環境を確保する法制以外の対応は不要。(個人)

### ③その他

- 「デジタルコンテンツ流通促進法制」について検討するに際しては、コンテンツをひとくくりにして議論するのではなく、コンテンツの分野ごとに、二次利用の実態を踏まえて議論すべき。(日本弁理士会)
- 「デジタルコンテンツ流通促進法制」の必要性はテレビ番組に限ったものではないため、もっと広い視野でこの問題を検討していくべき。放送番組で指摘される流通障害要因が他の著作物でも起こっていないのか精査すべき。(個人)

## イ コンテンツの二次利用の円滑化に関する課題

### ①権利者不明の場合の課題について

- 民間での様々な取り組みを促進するとともに、セーフティネットとして、十分な調査をしてもなお著作物の権利者が不明の場合の著作物利用について、一定の条件下では法的責任を負わない制度をつくるという提案に賛成する。(在日米国商工会議所知的財産委員会)
- 権利者不明の場合の新たな制度的措置について速やかに実施することが必要。(日本放送協会 (同旨多数))
- 権利者不明の場合の制度的措置として、現在、裁定制度が用意されているが、その利用実績は低く、また、非営利団体や一般的なユーザが利用するにはコストが大きすぎる。そのため、非営利団体や一般的なユーザの利用に対しては、それに対応する裁定制度を用意すべき。(個人)
- 権利者不明の場合に限定されている裁定利用の制度を拡張することが検討されるべき。(NPO 法人ソフトウェア技術者連盟)
- 制度的措置は民間による取り組みのセーフティネットとしての機能に限定することなく、例えば、著作権法 67 条に基づく著作権者不明の場合の裁定制度をより使いやすいものにする(例えば申請書式のひな型化、裁定期間短縮、補償金

算定の計算式設定)、あるいは代表権利者のみなし規定の策定のような制度的対応を積極的に検討すべき。(国際企業法務協会)

- 権利者不明の場合の制度的措置については、保護期間の延長や「デジタルコンテンツ流通促進法制」に関係なく、単独の課題としても解決すべきもの。(個人)

## ②多数権利者が関わる場合の課題について

- 「デジタルコンテンツ流通促進法制」においては、多数の権利者が存在する際に一人でも許諾を拒否する者がいる場合こそが問題の本質であり、全員一致で権利行使するのではなく誰かが許諾をすれば流通できるような制度が望まれている。(個人)
- 制度的措置は民間による取り組みのセーフティネットとしての機能に限定することなく、例えば、著作権法 67 条に基づく著作権者不明の場合の裁定制度をより使いやすいものにする(例えば申請書式のひな型化、裁定期間短縮、補償金算定の計算式設定)、あるいは代表権利者のみなし規定の策定のような制度的対応を積極的に検討すべき。(国際企業法務協会)【再掲】

## ③その他

- 著作権等について、現在登録制度は設けられているが、利用者が少なく、権利者を確認する手段がないため、今後は、登録されていない著作権者等については、保護期間の限定、差止め請求・刑事事件による保護を認めない等の不利益を与えることで、登録を促し、権利者を確実に確認できるようにすべき。(NPO 法人ソフトウェア技術者連盟)
- 権利者が自ら集中管理を実効性あるものにする努力がまだ不足していることは関係者の一致した見方である。権利制限をも視野に入れた議論は権利者(特に著作隣接権者)に選択を迫る働きがあるのではないか。(個人)
- 当フォーラムの提唱している『ネット法』構想は、そもそも創作者の権利を制限することを目的とする制度ではなく、実質的な権利の保護を図るためのものである。また、ネット権者又は許諾を得た者の利用等が権利者の名誉・評価等を害する場合等には、その権利者は異議を述べられるものとするを想定しているのであって、権利行使の制限される範囲は限定的である。(デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム)
- 民間の一提案である「ネット権」については、「社会のために個人の権利を剥奪する」という非常に危険な提案である。(個人)

## ウ インターネット等を活用した創作・利用に関する課題

### ①ストレージサービス等新たなサービスに関する課題について

- ストレージサービス等についての法的評価の問題については、司法により「カラオケ法理」が拡大しすぎていることが原因で生じている問題であり、これに歯止めをかけ、インターネット上で提供されユーザーの利便を高めるサービスを「著作権侵害」から救う制度的方策を早急に実施すべき（個人）
- ストレージサービスやネットを通じた遠隔地放送閲覧サービスなどは、これを基本的に個人が利用し、個人がそれを享受するかぎりにおいて、私的領域での著作物の使用にすぎず、全て認められるべき。またそれについて、業者がある種のシステム上の便宜を図ることも認められなくてはならない。各消費者がメディアに関係なく、自分に使用の権利がある著作物を自分の好きなメディア上で自由に使用できるという事を明確にすべき。（個人）

### ②権利制限規定の見直しについて

- 権利制限規定における現実との乖離解消について、著作権の持つ文化的側面と経済的側面を十分に勘案のうえ、両者の権利保護内容を区別すること等も含め、明確かつ具体的な見直しを期待したい。（国際企業法務協会）
- 「現在の権利制限の切り口（私的領域かどうか、非営利無料かどうか等）と、実際に権利者の利益を不当に害するか否かの実態とが、乖離してきているのではないか」という指摘については、私的領域内あるいは非営利無料の複製をありのまま認めるべきであり、その上で、本当に権利者のビジネスに不当な影響を及ぼす態様の複製について対処していく考え方で充分。（個人）
- 学術著作物においても電子ジャーナルや電子ブックが主たる媒体として普及している現在、そのコンテンツの二次利用や電子保存は教育・研究活動にとって不可欠となっている。教育研究活動を円滑で効率的かつ効果的に進めるために、教育や研究目的に限定した電子コンテンツの契約者機関内での保存利用が出来るよう、学術著作物の電子コンテンツ利用に係る権利制限を求める。（社団法人情報科学技術協会）
- デジタル化、ネットワーク化の進展により、障害者向けの著作物のインターネット配信や二次利用も今後盛んに行われると予想されるため、障害者にとっての情報のバリアにならないよう配慮してほしい。（社会福祉法人日本盲人連合会）
- 緊急災害発生時等に放送中や放映済みのテレビ番組について視覚障害者向けの音声解説や聴覚障害者向けの字幕や手話を付与して送信することは最新のデジタルネットワーク技術により十分可能であり、著作権法上の制約について対

応が早急にされるべき。(障害者放送協議会)

### **③複数、不特定の者によるマッシュアップに関する課題について**

- 「不特定多数の者のマッシュアップによって制作が行われる場合について、今後生じてくる可能性のある問題点について、精査と研究を行うことが必要」という部分については、賛成。すぐにでも精査・研究を行なうべきであるし、そうした表現の妨げになるような障害はなるべく取り除く（あるいは適切なルールが出来るよう促す）ことが必要。(個人)
  
- 今までの「制作者」と「消費者」が明確に分かれていた状況と、ネット上での創作は明らかに異なる状況であり、それに対して現行の著作権法が必ずしも上手く対応できているようには見えない。現状と乖離しないような新たな法体系の作成が強く求められる。(個人)

### **エ 違法に流通するコンテンツへの対策**

- デジタルコンテンツの流通を促進するためには、まず流通する著作物の創作の活性化を図る方策を講ずることが第一であり、単に物理的な流通のみを目的とすべきではない。著作物の創作の活性化を図るには、「権利者が安心してインターネットにコンテンツを提供するための環境整備」こそが必要。(社団法人日本音楽著作権協会)
  
- コンテンツの適法な流通の促進を求める視点で検討がなされるのであれば、その前提として、現在多数行われている違法な流通（無許諾送信行為）への対策は必須。権利者が簡便かつ迅速に違法流通対策を実施できるような法整備について、デジタルコンテンツ流通促進法制の整備に先んじて実施されることを望む。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

### **オ その他**

- 現行の著作権法において、著作者の同一性保持権を強く認めている部分については、見直しを図らなければならない。(個人)

## 2. 私的使用目的の複製の見直しについて

### ア 私的使用目的の複製の見直し全般についての意見

#### ①私的使用目的の複製の見直しに慎重な意見

##### (i) 総論

- 本件は多数の利用者に影響を与える事項であるため、包括的かつ慎重な検討を期待する。(日本弁護士連合会(同旨 ヤフー株式会社、日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会他多数))
- ダウンロード違法化は消費者に過度の萎縮効果を与え、新規事業の立ち上げに悪影響を及ぼす恐れがある。(個人)
- ゲームソフト等の違法複製による被害の拡大傾向は読み取れるものの、末端の利用者の個々の複製行為を著作権法 30 条の対象から外したところで、問題の本質的な解決になるとは思えず、その実効性に疑義がある。(ヤフー株式会社)
- 「情を知って」という要件の証明は権利者側にも利用者側にも困難。(個人)
- 違法な著作物のダウンロードについての対策は、ダウンロードを違法化するよりも、送信者を取り締まる方が効率的。プロバイダ責任制限法の「発信者情報開示」の取扱いに問題がある。(個人)
- ダウンロードを違法化することによって権利者にとって利益が生まれるとは思えず、損害補償として実効するなら、補償金を徴収するほうが効率的。(個人)
- 違法配信からダウンロードしたということの証明は困難であり、方法としては PC のハードディスク等の証拠保全を裁判所に訴えるくらいしかないが、それを認めると、PC のデータが全て調べられることになり、利用者のプライバシーが侵害される。(個人)
- ダウンロード違法化は、ネットワークを監視することにつながり、通信の秘密を形骸化することにある。(MPO 法人ソフトウェア技術者連盟)
- 国際的に見てもダウンロードを違法化している国はそれほど多くなく、ダウンロード違法化により社会的混乱を招いている国も存在する。(個人)
- そもそも、違法コンテンツ対策は、国際的な取り組みにより、中国をはじめとする違法な著作物の公開サイトや安易に解析可能なセキュリティ技術しかないソフトウェアベンダーに対する取り組みによっておこなわれるべき。(MPO 法人ソ

フトウェア技術者連盟)

## (ii) 利用者保護について

- 仮に私的複製の範囲の見直しが検討される場合には、利用者保護の観点から、①複製の時点において違法複製又は違法配信の事実について悪意である利用者の行為に限って私的複製の範囲外とすること、②特に未成年者である利用者に対する適切な保護と指導を行うこと、などについて配慮されるべき。(日本弁護士連合会)
- エルマークからは全ての著作物についているわけではなく、コンテンツの適法・違法を判断することは出来ないため、利用者保護の取り組みとしては不十分。(個人)
- どのような著作物の利用形態が違法と言えるのか判断基準を明示することは非常に重要。(国際企業法務協会)

### ②私的使用目的の複製の見直しに肯定的な意見

- 違法な録音源・録画源から録音・録画した複製物が適法となるとは考えられないことから、そのことが法律上明らかになることについては賛成。(社団法人日本音楽著作権協会)
- 30条の適用範囲を、適法に入手された著作物の真の私的使用に限定し、悪徳ウェブサイトや悪用について無知である消費者にとっての法の抜け穴となる例外を許さないことに賛成。ただし、過度に広範な解釈を避けるため、「私的使用」除外の適用範囲が十分に明確にされるべき。(在日米国商工会議所知的財産委員会)
- 違法コンテンツの複製(例えば、違法ダウンロード)も、適法複製(例えば、適法ダウンロード)も、いずれも第30条の適用対象から除外すべきという私的録音録画小委員会の結論に賛成。(ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA))(同旨 日本弁理士会)
- 違法複製物等の流通について、サーバが海外のみに置かれていても、日本国内において権利者の利益を害するダウンロード利用が可能である以上、現時点で何らかの方策を検討すべき。(個人)

## イ プログラムの著作物等の取扱いについて

### ①総論



(i) プログラムの著作物等を見直し対象とすることについて積極的な立場からの意見

- 違法複製物がネットワークを通じて流通している事実は録音・録画著作物と同様であり、業界として対策への強い要望が提起されている以上、プログラム著作物においても録音・録画著作物同様、違法複製物のダウンロードに対する早急な法的手当てが求められる。(マイクロソフト株式会社(同旨 社団法人コンピュータソフトウェア協会法務・知財委員会))
- プログラムの著作物について、①録画物に含まれないものも少なからずあること、②被害が甚大であること、③利用者保護の取り組みも進んでおり、ユーザーによる適法・違法の判断は容易であること、④ビジネスソフトについては改正による実効性も確保できることを勘案し、私的使用目的の複製の見直しにあたっては、現在私的録音録画小委員会で検討されている「録音・録画物」に加え、プログラムの著作物もその範囲に加えていただくことを強く希望する。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(同旨 社団法人コンピュータエンターテインメント協会))
- 今後の検討にあたっては、プログラムの著作物をめぐるビジネス環境の実態を踏まえ、違法複製物であるかどうか利用者が認識できる仕組みの整備や、社会的啓発・教育などの利用者保護の取り組みを官民が連携して進め、その上でプログラムの著作物を私的複製の許容範囲から除外することについて検討し、権利者の権利が適切に保護されるよう早急に検討を進めるべき。((社)日本経済団体連合会知的財産委員会 企画部会)
- コンピュータプログラムをはじめ、音楽や映画以外の著作物についても、違法複製物等からの私的複製により悪影響を受けているのは事実であり、多種の著作物(例えば、音楽、動画、テレビゲーム、ソフトウェア)の間に差異を設けず、全ての著作物が私的使用目的の複製の範囲の見直しにおいて平等に扱われることを求める。(在日米国商工会議所知的財産委員会)
- ソフトウェアについては、使用許諾契約により、利用者がソフトウェアを複製できる条件や程度を詳細に定めており、この遵守を条件として流通しているため、それ以上に権利制限を認める必要はない。(ビジネスソフトウェアアライアンス(BSA))

(ii) プログラムの著作物等を見直し対象とすることについて少なくとも現時点では慎重な立場からの意見

- 私的複製の問題を録音・録画に限定することなく、プログラムの著作物の私的複製を著作権法 30 条の適用から外すとする検討の方向性については、懸念を感

じる。(ヤフー株式会社)

- 録音・録画以外の他の著作物、特にゲームプログラムに代表されるプログラムの著作物については確かに権利者の不利益が存在すると感じるが、そうだとすても直ちに 30 条の適用除外にすべきではなく、権利者と利用者とに関する詳細な実態調査や 30 条適用除外にした場合に想定される問題につき、さらなる検討を進めるべき。また、中期的には、録音・録画に限らず、プログラムの著作物等をも含む、著作物等一般について、違法複製物等からの私的複製を 30 条の適用除外とすることにつき、一定の利用者保護を図りつつ検討することも必要。(日本弁理士会)(同旨 日本弁護士連合会)

## ②経済的被害の状況について

- 中間まとめ記載の ACCS の報告どおり、ゲームソフトに関する被害は甚大である。(社団法人コンピュータエンターテインメント協会、社団法人コンピュータソフトウェア協会法務・知財委員会、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- プログラムの著作物についての違法複製物による被害は、使用の状況によっては侵害されたプログラムそのものを利用者にとって十分な機能を保持したまま何年も使用を継続し続けることができるものであり、著作物そのものの単価を踏まえた経済価値を考慮するとその累積的損失は膨大なものとなるため、今日現在の流通量の比率をもって侵害被害の程度を量ることは必ずしも適切とは言えない。(マイクロソフト株式会社)
- 本中間まとめが言及している実態調査の内容を見ると、Winny によって交換されているファイル中、プログラム関連ファイルは約 3%に過ぎないとするものがある一方で、24 時間で NintendoDS 用ゲーム ROM プログラムが 27 万ファイル以上も流通しているとするものもあり、利用者によるファイル流通の実態把握が不十分であるという印象を受ける。さらに包括的な調査を行い、権利者の経済的損失及び利用者による利用実態の把握を進めるべき。(日本弁護士連合会)
- 中間まとめで言及されている調査は、ファイル名から内容を判断しており、ファイルの内容を確認していないが、いわゆるファイル共有においては、ファイル名とファイルの内容が異なることが多いため、これらの調査はファイル共有における流通の実態を正しく把握したものとは言い難い。このような不十分な調査をもとに私的使用目的の複製の見直しについて判断することは早計。(MPO 法人ソフトウェア技術者連盟)

## ③利用者保護について

- 現状、家庭用ゲーム機用ゲームソフトに関しては、対象ゲーム機を通じてアクセスできるウェブサイトからしかダウンロードできないため、適法・違法配信の峻別は容易であり、利用者は十分に保護されるものとする。（社団法人コンピュータエンターテインメント協会）
- ①著作権者の意思により無料等で頒布されるプログラムは「フリーウェア」等と呼称され、他の有償で頒布されるプログラムの著作物とは流通形態・過程等が明確に峻別されていることが一般的であること、②無料又は安価でダウンロードできる状態にあるゲームソフトやビジネスソフトは、違法アップロードによるものであることは、社会通念上、容易に推認できること、③市販されているプログラム等が「Winny」等のファイル共有ソフトの同ネットワークを介してダウンロードできる場合については、前記②と同様の観点から、少なくとも「不正」な状況であると言うことが容易に推認できること、④ビジネスソフトの違法配信者からは、ソフトウェアをインストールする際に必要なシリアル番号等が発行されないこと、などの理由から、ユーザーによる適法・違法配信の識別は、極めて容易であるとする。（社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）
- ソフトウェア業界では、利用者の意識を高めるキャンペーンやインターネット・サービス・プロバイダーへの侵害に関する通知の配布によって利用者教育に著しい努力をしてきた。また、利用者がソフトウェアの違法コピーを間違いや無知でダウンロードしているという証拠はない。（ビジネスソフトウェアアライアンス（BSA）（同旨 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会））
- 中間まとめは、ネットワークを通じた真贋性の判定技術等の導入等による利用者保護への取り組みなど業界の自助努力を十分評価していない。（マイクロソフト株式会社）
- 私的複製の範囲を制約する前提としては、利用者が手軽に安心して正規のコンテンツにアクセスできる環境が整備されていることが必要と考えられるが、音楽等に比べて、ゲームソフト等については適法な配信事業者が多数存在するという実態があるのかどうか必ずしも明確でなく、適法な配信事業の確立という点において、権利者をはじめとする業界全体の自主的取り組みがさらに促進される必要がある。（日本弁護士連合会）

#### **ウ 見直しを行うとした場合の論点**

- 私的使用目的の複製の見直しに際しては、複製が生じないストリーミング、一時的に複製が行われる擬似ストリーミング、複製が生じるダウンロードを明確に区別した上で、それぞれの取扱いについて総合的に議論すべき。（個人）

- ダウンロードの違法化を行うのであれば、消費者側が利益を享受できるような見直しもセットで行うべき。(個人)
- 仮に、一定範囲の私的複製を同 30 条の適用除外とすべきとの結論にいたった場合であっても、利用者に与える影響の大きさを考慮し、著作権者等の権利行使が利用者への不意打ちとならないよう、具体的要件の明確化が必要。(日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会)
- ゲームソフトについては、利用者の相当数が未成年者と考えられるため、著作権法についての啓蒙活動のほか、警告に先立って適法なサイトへ誘導を行うなど、謙抑的な権利行使の工夫などが必要。(日本弁護士連合会)

#### **エ その他**

- a 権利者側のみならず利用者側の見解も十分聴取の上での検討の継続、b 自由利用マーク等の導入推進、c 広報活動の一層の促進の 3 点を提案する。(日本弁理士会)
- 昨年度私的録音録画小委員会の中間整理に対する意見募集において、7000 を超えるダウンロード違法化への反対意見が出されているにも関わらず、それらの意見を検討することはなく、一方において一部の業界から出された意見を取り上げ、プログラムの著作物等の取り扱いについての検討を行ったのは、文化審議会の根本に関わる問題。一部の業界の意見のみを重要視し、多くの意見を無視するような運営は改めるべき。(個人)
- 現在では「私的領域であっても大規模な著作物利用が行われることもある」状況が生じており、私的使用目的というだけで権利を制限するのでは、スリーステップテストの基準（「著作物の通常の利用を妨げず、かつ、著作権者の正当な利益を不当に害しないこと」）を充足しないおそれがあるので、スリーステップテストの基準を充足する場合に限り、複製が制限される旨を著作権法 30 条 1 項柱書に明記すべき。(社団法人日本映像ソフト協会)

### 3. リバース・エンジニアリングに係る法的課題について

#### ア 総論

- リバース・エンジニアリング行為が許容される場面は限定的に定められるべきであり、適切なセーフガードを条件とすべき。(ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA))
- リバースエンジニアリングを阻止したければ開発者の技術的努力によってなされるべきであり、法的な保護は必要ない。(個人)

#### イ 権利制限の対象とすべき目的

##### ①総論について

##### (i) 一定の目的のものについて権利制限を許容する意見

- 相互運用性を確保する目的及びソフトウェアにおける障害や脆弱性の発見の目的で行われるリバース・エンジニアリングを一定の条件の下に許容するとの結論は、双方とも合理的であり、かつ米国及び EU の法実務と一致したものとして支持する。(在日米国商工会議所知的財産委員会) (同旨 マイクロソフト株式会社、(社) 日本経済団体連合会知的財産委員会 企画部会、日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会))
- 新たなプログラムを開発する際には、既存のユーザ環境での利用に支障を来たすことのないよう、他のコンピュータ・プログラムのインターフェイス情報等を把握することは開発ベンダーとして必須の作業であり、相互運用性の確保の目的での権利制限を許容すべきとする検討内容に賛成。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会)
- ①相互接続性、互換性の確保目的、②脆弱性の確認(セキュリティ・チェック) ③著作権侵害行為の発見目的、④主として著作権侵害に供されるソフトウェアの機能性調査などの、公正な目的で行うものについては、必要性があり、権利の制限を受けることが許容される。しかし、プログラムの模倣やウィルス作成などの不公正な目的であったり、技術的保護手段・制限手段の回避等の手段として行うリバース・エンジニアリングについては権利の制限を受けることは許容できない。外国法制とのバランスを鑑み、法制化される場合であっても、許容される範囲は、EU における EC ディレクティブ等に規定する範囲を超えるべきではない。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

## (ii) 目的を限定せず権利制限を認めるべきとの意見

- 相互運用性や障害発見に限らず、単なる利用とは異なる技術上の調査全般をフェアユースの個別規定の対象とする法改正を求める。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会 (MIAU))
  
- リバースエンジニアリングは対象著作物のアイデアを抽出するものであるが、アイデアは著作権により保護されるべきものではなく、アイデアを抽出する過程での著作物の利用行為について権利を及ぼすべきではないため、目的を限定せずリバースエンジニアリングを認めることについても、引き続き検討すべき。(ヤフー株式会社)
  
- 「相互運用性の確保の目的」や「障害の発見等のプログラムの表現の確認」といった一定の目的に限定した権利制限の措置に留まらず、それ以外の調査・解析全般に関し、個別の事案に即して利益衡量を行ったうえで司法判断がなされるよう、一定レベルでの一般規定の導入についても、併せて検討を行うべき。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会) (同旨 日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会)

## ②相互運用性関係 (競合プログラムの取扱いについて)

- 複製元のソフトウェアとの「競合性」を判断材料にする案も出されているが、相互運用性の持ったソフトウェアは運命的に元のソフトウェアと「競合性」を持っているものであり、「競合性」そのものよりも、不正競争的な観点でもって適法性を考えるべきではないか。(個人)
  
- 競合プログラムの開発を目的とする場合のリバースエンジニアリングについて、目的の段階で競合プログラムの開発を意図するかどうかで区別する必要はないとの結論となっている点について賛成。そもそも「競合」という概念がどのような状態を念頭にされているか不分明であり、市場において競争関係を生ずるといような、曖昧かつ広義であるとするなら、そのような概念を持ち込むことには反対。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会)
  
- 競合プログラム開発の目的が含まれる場合にこれを認めるのは、調査・解析対象となったプログラムの権利者にとって開発のインセンティブを阻害し、実際上も著しい不利益となりかねないため、競合プログラム開発目的が含まれる場合に

はリバース・エンジニアリングを認めるべきではない。(社団法人コンピュータソフトウェア協会法務・知財委員会)

- 競合プログラムの開発目的、ウイルス作成やシステム攻撃といった悪意目的の取り扱いについては一定の配慮をすべき。例えば、新規かつ有用なプログラムを開発する目的によることを前提とすべき、といった点が考慮されてもよい。(日本弁理士会)

### **③障害の発見、脆弱性の確認等関係**

#### **(i) 積極的な立場からの意見**

- セキュリティ脆弱性対策における社会的ニーズが高まっている近年において、国内の情報セキュリティ対策の技術発展は、更に高度化が予想される 情報化社会の発展にとって重要な要素であるため、著作権法の改正により、情報セキュリティ分野のリバース・エンジニアリングが明示的に認められるようにすべき。(株式会社フォンティーンフォティ技術研究所 (同旨(株)日立製作所、(独) 情報処理推進機構))
- 情報セキュリティ対策は、開発者(すなわち権利者)が開発したプログラムの問題を解消させることを通じて、開発者の利益を保護・維持していることを開発者はもっと認識すべき。(個人)
- 欧米では、情報セキュリティのスペシャリストを育成するため、リバース・エンジニアリング技術が大学や専門機関のカリキュラムとして実際に存在している。このようなカリキュラムは情報セキュリティ分野の産業やベンチャー企業育成に資するだけでなく、それ以上に重要な国の安全に係わる人材のスキル向上や、そして国がプログラムの調達を行う際のプログラムの安全性確認などの国家機能の安全保障のためにも重要なものであり、権利者の許諾を得ることなくリバース・エンジニアリングをすることが必要となることも考えられる。今後の審議においては、この点も考慮されることを望む。(個人)

#### **(ii) 慎重な立場からの意見**

- ソースコードを解析することは、コンピュータ・プログラムの障害及び脆弱性を特定する手段としては非効率で効果がないものである。この権利制限においては相互運用性のための権利制限のようなセーフガードが含まれていないので、不正コピーのリスクは殊に重大。(ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA))

- 「セキュリティ対策」を理由付けとする点については、中国が同様の理由付けで2009年5月より「強制認証制度」を施行する旨表明しており、欧米企業のみならず日本企業も当該制度に懸念を示していることから、拡張解釈に通じることがないように留意されるべき。(日本弁理士会)

### (iii) ウィルス作成等の悪意ある目的との区別について

- 情報セキュリティという公益的目的と、弱点を攻撃するという悪意ある目的とは、正反対であり、情報セキュリティ対策目的でのREを認めるにあたっては、「他人に被害を与える意図を持ってコンピュータ・ウィルス等の悪意あるプログラムを開発するためにREをすることは認められない」ことを法文上明記すべき。  
(独) 情報処理推進機構)
- 障害の発見等の目的で行うリバース・エンジニアリングについては、「ウィルス作成等の悪意ある目的の場合との区別」も指摘されているが、こうした区別が可能なのは微妙。ここでの「区別」を厳密にしようとするあまり、先の障害発見目的のリバース・エンジニアリングを妨げることになってしまえば元も子もないので、権利制限を先行しつつ、「悪意ある目的の場合との区別」を慎重に見極めていただきたい。(個人)
- ユーザーに危害を与える意図をもって行うリバース・エンジニアリングは、結果としてユーザーに危害を与えるということが実現した場合において、対処ができるので、行為の段階で障害等の発見目的のものと峻別できるかどうかを議論することにあまり意味はない。(個人)

### ④著作権侵害等の発見目的関係

- 著作権侵害の調査を行うための権利制限について、侵害の可能性についての具体的かつ十分な証拠もないのに、この権利制限が口実に使われる可能性がある。また必要性も不明であり、明確性の欠如・セーフガードの欠如は、ソフトウェア開発者にとってリスクをもたらすものなので、この規定が妥当なものだとは思えない。(ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA))
- 著作権侵害の調査については、人のプログラムが自己のプログラムの著作権を侵害していると考えられる側、すなわち侵害訴訟でいえば原告側だけでなく、己のプログラムについて他人から著作権侵害の指摘を受けた側、すなわち侵害訴訟でい



えば被告側においても、非侵害の立証のために、指摘者のプログラムを同様に調査・解析する必要がある場合があると考えられるため、防御側が行う調査も含めて検討すべき。(日本弁理士会)

#### **⑤プログラムの開発のためのアイデアの抽出等関係**

- 調査・解析対象となったプログラムの権利者にとって開発のインセンティブを阻害し、実際上も著しい不利益となりかねないため、「その他、プログラム開発のために必要なアイデアの抽出等」(28頁)のためのリバース・エンジニアリングは認めるべきではない。(社団法人コンピュータソフトウェア協会法務・知財委員会)
- プログラムの開発のために必要なアイデアの抽出等については、中間まとめに指摘されている各種の意見を踏まえて、引き続き詳細に検討すると結論に賛成。(日本弁理士会)
- 相互運用性確保目的や障害等の発見目的以外の目的に係る権利制限の検討にあたっては、先行技術開発のインセンティブの確保など、産業政策上の観点をはじめ、さまざまな要素を考慮した上で、社会、産業の発展と権利者の保護のバランスを図ることが重要であり、権利制限は権利者の利益を不当に害しない合理的な範囲内において講じられるべき。((社)日本経済団体連合会知的財産委員会企画部会)
- 新しい別個の価値を創出することを目的として新たにプログラムを作成することは、文化の発展という著作権法の法目的にも合致し、社会全体の技術の発展にも資することになるものであり、そのための複製、翻案は一定の条件で許容されるべき。権利制限の範囲を一律に画することが困難な性質がある面に関しては、米国著作権関連裁判において審議されてきた「変容的目的・使用」も踏まえ、個別ケースの司法審査に委ねられるようにするとの方向もある。((独)情報処理推進機構)

#### **ウ 権利制限の対象とすべき行為の範囲**

- リバース・エンジニアリングの権利制限においては、逆コンパイルのみを許容するのでは不十分。逆コンパイルしたコードに修正を加えて再度コンパイルすること、同プログラムを利用することも一定の場合に許容されなければ、研究等は不可能になる。実効性ある制度にされたい。(MPO 法人ソフトウェア技術者連盟)

- 公正と認められる具体的な目的の場合でも、必要不可欠な複製の範囲は、必要最小限でのみ認められるべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(同旨 社団法人コンピュータソフトウェア協会法務・知財委員会))

#### **エ 権利制限の対象とすべき主体**

- 相互運用性の確保や障害の発見等のプログラム表現の確認作業については、「プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者」から委託を受けて作業を実施するが多いため、「プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者」から委託を受けて作業を実施する場合についても、「プログラムの複製物を使用する正当な権原を有する者であること。」の延長にあることを明記するなど、配慮をお願いしたい。((株)日立製作所、(独) 情報処理推進機構)

#### **オ 必要な情報が権利者によって開示されている場合の取り扱い**

- すでに、プログラムの使用許諾とは独立して、実装プロトコル、フォーマット又はインターフェイス情報などを、ノウハウ・技術開示という形での取引が行われているため、このような取引慣行に影響を及ぼさないよう、「相互運用性の確保のために必要な情報があらかじめ利用可能でない又は他の手段によっては入手できないこと」との要件については、これを適用する上で参考となるような準則又はガイドラインなどを示されることを期待する。(株式会社エヌ・ティ・ティ・データ技術開発本部 知的財産室)
- 権利制限を受けるには、相互運用性を確保するために必要な情報が、逆コンパイル以外の手段によってはすぐに入手できないものでなければならない。(ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA))

#### **カ リバース・エンジニアリングにより取得した情報及び作成した複製物の取扱い**

- リバースエンジニアリングにかかる権利制限規定の整備にあたり「調査・解析の過程やその結果入手した情報について、目的外での第三者提供など権利者の利益を不当に害することとなる使用が行われないよう必要な規定等を整備すること」に賛成。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会)
- リバース・エンジニアリングの結果として複製された著作物の扱いについては、目的外利用(支分権対象行為に含まれない目的外「使用」を含む)を禁じる条項を設けるほか、複製物の公表、頒布及び公衆送信等についても禁止することが必

要。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

- 法制化にあたっては、先行技術開発のインセンティブを阻害し、企業の研究開発意欲を削ぐことのないよう、感得した表現と実質的に類似するソフトウェアの開発、製作、或いは商品化等を明確に制限することが必要。(マイクロソフト株式会社)
- 複製元のソフトウェアとの「競合性」を判断材料にする案も出されているが、相互運用性の持ったソフトウェアは運命的に元のソフトウェアと「競合性」を持っているものであり、「競合性」そのものよりも、不正競争的な観点でもって適法性を考えるべきではないか。(個人)【再掲】
- 障害の発見等の目的で行われるリバースエンジニアリングについて、障害等の発見目的でプログラムを解析した結果、第三者が修正プログラムを作成し、これを自由に一般提供できることとすると、権利者には不利益を生ずる場合もありうる。(日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会)
- リバース・エンジニアリングについては複製段階ではなくその結果の公表段階を捉えて権利行使を考えるべき。(個人)

#### **キ リバース・エンジニアリングを禁止する契約条項との関係**

##### **①契約条項を無効とすべき(強行法規とすべき)という意見**

- 社会的公益性、および適切な高度情報化社会の発展のためにも、情報セキュリティ対策目的においては私的契約に対して優越する法規とするなど、明確な法解釈が示されるべき。(株式会社フォンティーンフォティ技術研究所)
- 情報セキュリティ目的の RE は、公益性が高いため、ライセンス契約に対して優越することを法令上明確にすべき。((独) 情報処理推進機構)

##### **②契約条項を有効とすべき(任意規定とすべき)という意見**

- リバース・エンジニアリングを禁止する条項の有効性については、全ての利害関係者の利益を十分に考慮し、全ての利害関係者に意見及び懸念を表明する機会を設けた上で、慎重に検討すべき。(在日米国商工会議所知的財産委員会)
- 強行規定としたときには、これまで長く商慣習上行われてきた使用許諾契約中

のリバース・エンジニアリング禁止条項が無効とされ、ソフトウェアベンダーの権利が著しく制限されるとともに業界に混乱が生じる。また、リバース・エンジニアリング防止のための技術的なプロテクションを装備した場合にこれを解除されても適法と整理されかねないといった懸念もあるので、任意規定とすべき。

(社団法人コンピュータソフトウェア協会法務・知財委員会 (一部同旨 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ技術開発本部 知的財産室))

#### **ク その他**

- プログラムについては、著作権法による保護には限界があるため、著作権法による検討もさることながら、特許法による保護の拡充を図ることが望ましい。(日本弁理士会)
  
- 「相互運用性の確保の目的」や「障害の発見等のプログラムの表現の確認」といった一定の目的に限定した権利制限の措置に留まらず、それ以外の調査・解析全般に関し、個別の事案に即して利益衡量を行ったうえで司法判断がなされるよう、一定レベルでの一般規定の導入についても、併せて検討を行うべき。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会) (同旨 日本知的財産協会 デジタルコンテンツ委員会) **【再掲】**

## **4. 研究開発における情報利用の円滑化について**

### **ア 総論**

- 権利制限の必要性、この権利制限によって解決される具体的問題点が不明。このような権利制限については、その必要性及び価値についての強い要望が証明されるまでは、前向きな検討をすべきではない。(ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA))
  
- 「研究開発における情報利用の円滑化について」はその対象となる「研究開発」について、明確に定義すべき。また「研究開発」の名のもとに著作者の権利を不当に害しないように今後、慎重に討議すべき。(社団法人日本文藝家協会 (同旨 在日米国商工会議所知的財産委員会))

### **イ 権利制限を認めるべき研究開発の範囲について**

#### **①情報解析分野の研究開発について**

- 情報解析分野の研究開発の過程で行われる著作権法上の複製について、一定の条件の下、権利制限を行う方向性が示されたことを評価する。((社)日本経済団体連合会知的財産委員会 企画部会 (同旨、日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会、マイクロソフト株式会社、日本放送協会))
  
- 「研究開発の過程における著作物の素材としての利用」については著作物そのものを本来の目的、つまり情報の伝達のために利用することではないので、営利企業との結びつきがない公的な研究機関による純粋な学術研究の範囲であり、しかも素材として利用した著作物が研究発表に伴って明示的に公開されないのであれば、権利制限に敢えて反対はしない。(社団法人日本書籍出版協会 (同旨 株式会社医学書院))

#### **②情報解析分野以外も含めた研究開発について**

- 公的な研究機関において行われるものであっても、その著作物が本来目的とする利用者によって複製される場合は権利制限すべきではない。ベルヌ条約におけるスリーステップテストに違反する権利制限であると考える。(社団法人日本書籍出版協会 (同旨 株式会社医学書院))
  
- 情報解析分野の研究開発における著作物利用にまずは対象を限定して、権利制限を行なうという結論に賛同するが、研究等における権利制限は、全ての技術分野について共通に議論されるべきもの。情報解析分野以外の分野について必要に

応じて個別に検討して立法を行うとすると、時間を要して時機を逸し、技術の発展を阻害するおそれがあるため、一般的な規定を設けることや、いわゆる「日本版フェアユース」を受け皿とすることについても、引き続き検討すべき。(ヤフー株式会社(同旨)、日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会))

- 本件の議論では、狭い意味での技術開発の際における情報利用の円滑化ではなく、広く教育研究活動の全般の観点からの情報利用の円滑化を進める議論をすべき。(社団法人情報科学技術協会)
- 「その他の研究開発分野」について大学の研究者の行う複製に限定してしまっているのは問題。この「研究」の範囲に個人研究者まで含まれれば、権利制限による社会への貢献が期待できるのではないか。(個人)
- 大学で利用される論文は学術雑誌に掲載されているものが大半であるが、中には個人で購読することは事実上不可能に近い価格設定のものもあり、大学図書館を通じて利用するのが大半である。しかし、著作権法 31 条では、雑誌の最新号に掲載されている論文の全文コピーはできないとされており、最新の学術情報をチェックしなければならない研究者にとって、大きな障害になっている。最新号に掲載されている論文であっても、全文がコピーできるように法改正を行うべき。(個人)
- 「番組の演出効果のための映像処理技術の開発」と「録画機器の開発など、技術・機器の研究開発」について、前者は情報解析分野として権利制限の対象とし、後者は権利制限の対象としないとするということとするという区別を設ける合理性を見出すことは困難であることから、後者についても、権利制限がなされるよう、規定を整備されたい。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会)
- 障害者等への情報保障技術の研究開発や、情報保障支援者(手話通訳者、要約筆記者等、録音図書・デジタル図書製作者等)の養成・訓練等の場面での著作物利用に関し、著作権法上の課題が生じている。著作権法が研究開発の妨げとなることのないよう対応すべき。(障害者放送協議会)
- 情報のバリアフリー化の流れに伴い、提供または収集される情報も多様化されてきている。今後様々な情報を収集するにあたり、視覚障害者に配慮された情報提供開発が必要であり、いままで障害者への情報提供の配慮がされていなかった事を鑑み、情報利用に対し権利制限に対する許容を充分検討すべき。(社会福祉

## **ウ 権利制限を行う場合のその他の要件**

### **①非営利目的限定にすべきか否か**

#### **(i) 非営利目的に限定すべきではないとの意見**

- 今日の研究開発は、オープンイノベーションの広がりとともに、産学連携による研究開発や、さまざまな研究主体が集まって行われる研究開発など、その形態も多様化してきており、その意味において、今回「非営利要件を求めない」とされたことは妥当。((社)日本経済団体連合会知的財産委員会 企画部会(同旨 社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会、日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会))

#### **(ii) 非営利目的か否かを考慮すべきとの意見**

- 仮に権利制限を行う場合でも、研究との関連性が単なる口実となるような行為にまで権利制限が適用されることのないよう、セーフガードを採用すべき。さらに、もしその行為が真に「研究」とみなされる場合であっても、その研究が営利目的のために行われているのかどうかということについても検討されるべき。(ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA))
- 素材として利用した著作物が研究発表に伴って明示的に公開される場合や、研究開発、技術開発における産学協同はもとより、後日研究成果が商品化される場合には事前に権利者の許諾を得るか、あるいは商品化の時点で許諾を得ることが必要。営利企業における研究開発は利用方法、利用目的の如何を問わず全て許諾が必要。従って、公的な研究開発と営利企業を含む一般の研究開発をどのように線引きするのかを事前に明らかにすべき。(社団法人日本書籍出版協会、株式会社医学書院)

### **②研究用の素材が有償で提供されている場合の取り扱い**

- 専門書や雑誌等、主として公的な研究機関に所属する研究者に購入して頂くことを前提に発行されているものを、研究者が複製して利用することは、これらの著作物が本来市場とし有料購読を前提とした読者によって複製されることであり、ベルヌ条約におけるスリーステップテストに違反する。(株式会社医学書院(同旨 社団法人日本書籍出版協会))
- 日本文藝家協会では、現在、著作物を利用しての音声の自動認識に関する研究

やコーパスのための利用について、個々に使用許諾を出し、然るべき対価を受け取っている。(社団法人日本文藝家協会)

- 「既存のビジネスの中で研究開発に必要なデータベース等が有償で提供されているような場合」についても、権利制限の対象とすべき。情報解析分野での研究開発目的の利用行為は、その性質上大量の使用がなされることが予想されるなど、通常の利用と同等の対価の支払を必要とすることは研究開発の障害となりかねない。情報解析分野の研究開発目的での著作物の利用は、著作物の表現そのものを利用するものではなく、著作物利用の実質を備えていない以上は、上記場合であっても、著作権者等の利益を害するとはいえない。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会(同旨 日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会))

### **③その他**

- 検索エンジンに関する場合と同様に、権利者等の意思に基づき権利制限の対象とするか否かを決するべきとの考え方が示されているが、研究開発の場面での権利制限がイノベーションの創出促進という目的のためであることや、検索エンジンの場面では権利者の利益に悪影響を及ぼすおそれのある利用形態まで包含する可能性があるのに対し、研究開発の場面では外部提供は「権利制限の対象外とすべき」とされていることなどを考えれば、研究開発の場面と検索エンジンの場面とを同列に論じることはできない。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会)

### **エ いわゆるフェアユース規定との関係**

- 特定の分野を個別的・限定的に規定する方式に加え、デジタル・ネット時代における専門調査会で検討されているように、今後の技術の進歩等にも柔軟に対応することが出来るような一般規定の整備についても引き続き検討を行うべき。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会(同旨 MPO 法人ソフトウェア技術者連盟、ヤフー株式会社))

### **オ その他**

- コンテンツの利用規約中に権利保護規定がある場合に、当該規定がそもそも有効か、権利制限規定と権利保護を規定した利用規約のどちらが優先するのかといった問題について、今後事業者にとって明確な指針となるような一定の判断基準を合わせて検討すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア協会法務・知財委)



員会)

- 研究開発目的の権利制限においても、複製の時点で権利が及んでいるとは考えずに、その結果を公表する場面に応じて権利を及ぶようにしてはどうか。この際に営利目的か否かの枠をはめ、補償金を用意するなりして対処すると良いのではないか。(個人)
  
- 研究開発の過程でなされる改変については、それが公表されるまでは当該著作物等により形成される著作者等の社会的評価に変動が生ずることもないので、同一性保持権侵害とならないこととすべき。(個人)

## 5. 機器利用時における一時的蓄積の取扱いについて

### ア 総論

- 機器利用時の一時的蓄積については、P. 54 (3) の「結論」にあるように、a～cの要件を満たす場合に権利を及ぼさないよう立法的措置を講ずるとする考え方を支持する。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会、(同旨 日本弁理士会、マイクロソフト株式会社、ヤフー株式会社、個人))
- キャッシュ等に権利制限することは、賛成であるが、一時的蓄積についてはそもそも複製から除外すべき。(MPO 法人ソフトウェア技術者連盟 (同旨多数))

### イ 権利制限の対象範囲・要件

- 技術の進展に伴い合理的な範囲は変化するものであるため、条文の検討に際しては、将来の技術の進展に対してある程度柔軟な対応ができるような規定振りにしていただきたい。(日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会 (同旨 ヤフー株式会社))
- 法的安定性と萎縮効果の防止の必要性を十分に認識し、中間まとめで整理されている以上の要件を追加することは厳に戒められるべき。(個人)
- 一時的蓄積について合理的時間を要件とすること自体は許容しうるものではあるが、その時間については利用形態によって望ましいキャッシュ保持時間が大きく異なり、合理的時間を短くすることは実質的に一時的蓄積自体を否定するものになりかねないため、合理的時間については幅のあるものにすべき。(MPO 法人ソフトウェア技術者連盟)
- 権利制限は、適法な複製物を利用する過程で生ずる一時的蓄積に限定されなければならない。(ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA))
- 機器利用時における一時的蓄積については、コンピュータソフトウェアのビジネスモデルの一形態である「SaaS (ソース：インターネット経由でアプリケーション機能を提供するサービスの形態)」等における利用を鑑み、権利者の利益を不当に害しない範囲の特定を考慮すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)

#### ウ その他

- P2P 通信技術を用いた場合や新しい通信技術が登場した場合などに権利が及ぶ場合が出てくるのではないかと危惧される。挑戦的・意欲的な通信事業者にとっての足かせを十分に外すためには「日本版フェアユース」が必要。(個人)

## 6. 通信を巡る蓄積等の行為に関する法制上の論点について

### **ア 総論**

- 通信過程における蓄積等について、通信の円滑化、効率化等の観点から、権利が及ばないとする方向性に賛成。(ヤフー株式会社(同旨 マイクロソフト株式会社、日本弁理士会、日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会、MPO 法人ソフトウェア技術者連盟))
- この課題については、要件設定等に関してまだ議論に不明確な部分が多く、法改正には時期尚早。また、米国著作権法 512 条において採用しているような責任制限と異なり、著作権の権利制限がなぜ必要なのかということも不明確。(ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA))

### **イ 権利制限の対象範囲・要件**

#### **①総論**

- 権利を及ぼさない対象を機能ごとに列挙する方法は、列挙から外れた機能について反対解釈がなされる可能性があり、加えて新たな技術への迅速な対応が困難であるなどの弊害がある。したがって、具体的に規定化を行うに際しては、その規定の存在により、将来の技術開発の障害とならないよう、十分配慮すべき。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会)(同旨 MPO 法人ソフトウェア技術者連盟)
- 具体的な条文設計にあたっては、権利者の利益を不当に害しないよう、要件を明確に規定すべき。またそれと同時に、機器利用時の一時的蓄積等の場合と同様、将来の技術の進展に対してもある程度柔軟に対応できるように配慮すべき。(日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会)

#### **②P2P 型の通信の取り扱いについて**

- P2P 型の通信技術を活用したファイル共有ソフトについては、中継過程の蓄積及び公衆送信の態様によっては、著作物の違法な利用を助長することから、同態様については、権利を及ぼさない対象から除外すべき。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- P2P 通信技術は、負荷分散を行うことにより、通信の円滑化、効率化を可能とするいわば中立的な技術であり、これのみを検討対象外とすることは、妥当性

を欠く。将来の技術の発展を阻害することのないよう、その他の通信と同様に取り扱うべく、早急に議論を行っていただきたい。(ヤフー株式会社(同旨 社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会))

- コンテンツの保守・管理のできる近年の商用P2P映像配信ソフト等は著作権保護が前提として開発されており、管理サーバから問題のある著作物の削除を行う等により、それ以降の流通を制限する等の機能を備えたものが多く、著作権侵害の著しい拡大を招く恐れは非常に少なくなっている。中間まとめの記述はフリーのファイル交換ソフトを想定したものと思われるが、過去の特異な事例が、P2Pソフトの一般的な事柄として誤解されること等が懸念される。(P2Pネットワーク実験協議会)
- P2Pの利用者にとっては、自分で利用しようと思っていない単なるキャッシュに過ぎないデータの中身が、違法か否かを知る術がない。単にP2Pソフトの利用者であるというだけで違法とされる可能性が否定できない点で、P2P技術の利用・発展を萎縮させることとなり、中間まとめの整理には問題がある。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会(MIAU))(同旨 MPO法人ソフトウェア技術者連盟)

### ③違法複製物の取扱いについて

- 通信過程における蓄積等に関連して言及されている著作物等の違法な流通の問題については、当該蓄積等を行う者に過大な負担を負わせることは現実的ではなく、原則として権利を及ぼさないが、権利者の受ける不利益等との調整を図るため、その事実を「知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合」にはプロバイダ責任制限法との整合性を確保するとの点に賛成する。ただし、その運用にあたっては、通信ネットワークの中立性、通信の秘密の保護等との調整を図る必要がある。(日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会)
- 通信の中継過程で蓄積される違法複製物について、物理的に蓄積をする可能性のある者に対して違法複製物の探査義務が生ずることのないようにすべき。(社団法人電子情報技術産業委員会著作権専門委員会)
- 通信の過程における蓄積等及び通信に付帯する蓄積等の行為に対して、その内容および元ソースの入手経路などを鑑みて違法性を問うというのは妥当ではな

い。また「知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合」に関して、プロバイダ責任制限法との整合性を確保するということは、権利者がいわゆる「情を知っていたか」を証明できない限り、プロバイダはアクセスログを提供することはないという点を明確にすべき。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)、個人、(一部同旨 MPO 法人ソフトウェア技術者連盟))

- 仮に違法複製物の蓄積行為を違法化したとしても、蓄積された情報を権利者が回収することは困難であることから、現行の公衆送信権で対応可能な一次送信者の特定と比較してどれだけ有効性のある方策であるか疑問。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)、個人)

#### **ウ その他**

- MYUTA や録画ネットといった、ネットの長所を活用した新しいサービスの試みは、実質的に私的使用の範囲でユーザーの利便性を向上させているだけであるにもかかわらず、形式的な理由で複製権侵害とされてしまっている。海外と国内とのネットサービスの格差を埋めるためにも、国内で挑戦的な事業者が登場でき、足を引っ張られない環境を整備する必要がある。(無限責任中間法人インターネット先進ユーザーの会 (MIAU)、個人)
- 第5節には、諸外国の立法例が引用されていないが、去年の著作権分科会報告書にも書かれている通り、EUディレクティブから、英仏独を含む各国の立法例があり、きちんと諸外国の立法例を参考として引用すべき。(個人)

## 7. その他の検討事項

### ア 通信・放送の在り方の変化への対応

- 通信・放送の総合的な法体系に関する検討において、著作権制度の見直しは、避けて通れない重要課題の一つであり、「時宜を逃さずに検討を続ける」とする点につき、賛同する。(日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会)
  
- 「通信・放送の在り方の変化への対応」の議論に当たっては、ケーブルテレビや IP マルチキャスト放送による放送の同時再送信に限っては著作者の権利を報酬請求権とし、権利者は、著作物の分野ごとに文化庁長官が指定するただ一つの団体を通じてのみ権利が行使できる、または、指定する団体が存在しない分野については、原放送局を通じてのみ権利を行使できるものとすることを検討すべき。また、実演家の報酬請求権について、「文化庁長官が指定する団体」のみが権利行使できる旨追加すべき。(社団法人日本ケーブルテレビ連盟著作権特別委員会)
  
- 著作権法における放送/通信の区分について、実態を見た上で放送関連法と定義を一致させるべき。要するに、公衆が視聴する映像であって、視聴の同時性が重視され、一方的に放映されるものは「放送」とすべき。(個人)

### イ 権利制限の一般条項 (いわゆる日本版フェアユース)

#### ①導入を積極的に検討すべきという意見

- 権利制限の一般条項 (いわゆる日本版フェアユース) の導入は、著作権等の保護と利用とのバランスを図るという意味においても、また、デジタル化・ネットワーク化社会の進展や技術革新のスピードに対応するという点においても、必要不可欠であり、早急に検討を進めるべき。(ヤフー株式会社 (同旨 日本知的財産協会デジタルコンテンツ委員会、MPO 法人ソフトウェア技術者連盟))
  
- 個別規定の実施だけでは、今後の情報流通手段の活用に対し、当事者間で訴訟や中央省庁での委員会協議といった、既存利権者主導の合意形成無しには意思決定できない構図になる点を深く危惧している。一定の目的をもって商業著作物の私的運用を公的に許容する一般規定として、フェアユースの概念を法体系に導入することを求める。(個人)
  
- 権利制限の一般条項 (いわゆる日本版フェアユース) については、もっぱら「商用利用」の観点のみからの検討が先行しているように見受けられるが、教育や障

害者等の情報保障などといった公益性の高い事項についても、十分な検討がされるべき。(障害者放送協議会)

- 知的財産戦略本部での検討を見守るのではなく、法制問題小委員会でもフェアユース規定の導入の必要性について積極的に議論すべき。(個人)

## ②導入については慎重に検討すべきという意見

### (i) 検討の視点について

- 最近の社会動向をみると、著作物利用者の利便性を向上させるという側面が、「著作物の創造と伝達に携わる者を保護する」という著作権法本来の目的に増して重視されている傾向があり、「公正な利用」という指標がともすれば利用の促進という方向にのみ偏して解釈されてしまうことを危惧する。(社団法人日本書籍出版協会(同旨 社団法人日本書籍出版協会))
- 日本版フェアユース規定導入については、産業振興というわが国の著作権制度の目的とは異質の目的で主張されているものが多いが、「文化の発展」を目的とする著作権法の中に、産業振興の目的で新たな権利制限規定を設けることが適切なものかについて、十分な審議をすべき。(個人)

### (ii) 制度導入の必要性の検討に当たって留意すべき論点等

- 仮に日本版フェアユース規定に関する検討を行う必要があったとしても、権利制限の一般規定を法制化する必要性の有無につき、諸外国との法的、社会的環境の違いや、導入がもたらす効果の実例に即した検証を踏まえたうえで、関係者の意見を十分聴取しつつ、慎重に議論すべき。(社団法人日本音楽著作権協会(同旨 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会))
- 権利制限の一般条項(いわゆる日本版フェアユース)を追加するに際しては、その経済効果や代替手段の有無等、規定追加の必要性を十分に検討すべき。また権利制限の一般条項の追加が本当に「文化の発展に寄与」するかどうか、「文化の発展に寄与する」ためにはどのような規定であるべきかについては十分な検証が必要。個別の権利制限規定での対応が不可能なのかどうかも、十分に検討すべき。条約の考え方を遵守し、スリーステップテストの要件の充足等、権利制限の一般条項の条約適合性についても慎重に検討すべき。(社団法人日本映像ソフト協会)



- 英米における「フェアユース」あるいは「フェアディーリング」は、長年にわたる多くの判例の積み重ねによって確立されてきた制度であり、これが日本における裁判制度およびその運用実態に適合するかどうかという検証も必要。(社団法人日本書籍出版協会)
- フェアユースには柔軟性という利点があるが、予見可能性が低くなるという欠点もあり、依拠すべき何十年もの判決の積み重ねがない状況でフェアユースを日本の法制度に導入することは、不確実性が増すことになり、著作権者及び著作物の利用者の双方にとって損害となるのではないかと懸念する。(ビジネスソフトウェアアライアンス (BSA))
- 日本版フェアユース規定導入は、著作物利用の合法違法を事後的な司法判断に委ねようとするものなので、そのような制度改革を行うならば損害賠償制度についても変革を必要とする。米国では、我が国にはない懲罰的損害賠償や法定損害賠償の制度があり、そのような制度の違いを捨象してフェアユース規定を導入した場合には、濫訴等の問題が生じるおそれもある。大陸法系の制度の中に、英米法のひとつの法理だけを取り出して取り込むこととすると様々な場面で混乱を招くのではないかという危惧があるため、日本版フェアユース規定導入によって生じうる影響についても充分審議すべき。(個人)
- 包括的に権利制限がなされることによって、著作物の内容を享受することが主たる目的として行われる違法な流通までもが適法になってしまう、加えて、弱小の権利者が問題視している利用形態であったとしても訴訟等で争えないことや立法の際に意見が採り入れられないことによって、適法になってしまう可能性が否定できないといった点が懸念される。(社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会)
- 日本版フェアユース規定導入が必要な例として挙げられているものの中には、個別権利制限規定で対処できると思われるもの(検索エンジンや研究目的の利用等)、一般的な理解ではフェアユースに当たらないもの(動画投稿サイトやライブラリー目的の複製等)がほとんどであり、そもそも日本版フェアユース規定を導入する必要があるのかどうかについて疑問があるので、規定導入の必要性についても十分に審議すべき。(個人)
- ベルヌ条約等の国際条約との適合性を検討することなく立法を行うことは不

適切であり、立法過程において国際条約との適合性の検討が不要かどうかについて、国際法の専門家をまじえて、十分に審議すべき。(個人)

### ③仮に導入するとした場合に留意すべき点について

- 権利制限の一般条項を追加する場合には、フェアユース規定により権利制限の対象となる具体的行為に関するガイドラインの策定等、行き過ぎ、ないし誤った拡大解釈（その伝播）による権利者の損失を未然に防ぐ措置を併せて講じることにも検討すべき。特に、権利制限規定の条約適合性を担保するため、スリーステップテストに適合することが権利制限の条件であることを権利制限の一般条項に明記するよう要望する。(社団法人日本映像ソフト協会)
- 著作権の制限を実質的に広げる方向の規定を追加するのであれば、権利者による権利侵害の救済行為を容易にするような法制度(法定損害賠償制度等)の導入も併せて検討すべき。(社団法人日本映像ソフト協会)
- フェアユースについて検討する際には、個別の制限規定との関係性を整理することが必要。(マイクロソフト株式会社)

### ④その他

- 現行法の個別制限規定には、条約上のスリーステップテストの基準や米国のフェアユースの基準に照らしても妥当性を欠く規定がある(著作権法 30 条や 38 条 1 項等)ので、それらの規定を改正すべき。(社団法人日本映像ソフト協会(同旨 株式会社医学書院))
- 国際条約上の権利制限の一般規定であるスリーステップテストを著作権法に明記することも審議すべき。(個人)

## 8. 総論的事項・その他

### ア 総論

- 今後の権利制限規定のあり方については、一般規定も含めて十分な検討が必要となることはもちろんだが、制限規定の新たな「整備」によって、違法行為（権利者が権利行使する対象とすべき侵害）を想定外に適法としないように、より慎重に吟味し議論していただきたい。（社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会）
- 平成19年度のまとめにおいて、継続審議を行うとされていた障害者福祉関係と薬事法関係の権利制限について、平成20年度の法制問題小委員会で審議が行われなかったことは、非常に遺憾であり即刻の継続審議を要望する。（(社)情報科学技術協会（同旨 個人））

### イ 障害者関係

- 障害者福祉関係の課題については、すでに「平成19年度・中間まとめ」で一定の結論が示されたものの、「最終まとめ」にまで至らず、具体的な法改正についても大部分が先送りとなってしまったのは、まことに残念で遺憾なこと。「平成19年度・中間まとめ」で示された検討結果については、一日も早い法改正の実現を要請する。（障害者放送協議会（同旨 社団法人日本図書館協会、社会福祉法人日本盲人連合会、個人））
- 「平成20年度中間まとめ」の中で、障害者への情報提供について一言しか掲載されていないのは遺憾。一般の人は色々な媒体で普通に情報を得られる環境があるのに比べ、障害者は情報を得るにあたり様々な問題（音声解説、副音声、手話放送、文字放送）が生じており、著作権分科会でも障害者の情報アクセスの保障について、検討題材として取り扱っているということ、障害者にはもちろんの事、それ以外の方々にも理解してもらえよう配慮していただきたい。（社会福祉法人日本盲人連合会）
- 障害者にとってそのままではアクセスできない形式でしか提供されていない著作物を、第三者の手を借りてアクセスできる形式に変換することは、形式的には著作権法上の「複製」とされているが、これは言うなれば「読めない」「見えない」「聞けない」形式のものから、「読める」「見える」「聞ける」形式への「メディア」や「フォーマット」の変換と言うべきであり、複製権の侵害とはならないということ、著作権法上明確に位置づけるべき（障害者放送協議会）。

## ウ 薬事関係

- 「薬事関係の権利制限」について、今回の「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成20年度・中間まとめ」において、何ら言及されていないことに、大変危惧を感じる。国民の生存権を保障するためにも、薬事法の情報提供義務にしたがい、情報を必要とする医療現場に最適な情報を迅速に提供するために、速やかな審議、法制化を期待する。(日本製薬団体連合会(同旨 日本製薬工業協会知的財産委員会、個人))
- 医師として医薬品の適正使用をする立場から、文献複写提供については無償提供も含め必要であると考え、薬事法に基づく医療関係者への情報提供に必要な文献複写に関わる権利制限についての継続審議を要望する。(個人)
- 権利制限を行う場合の、補償金額については、利用者と権利者にその額の決定を任せるのではなく、文化庁などの第三者が介入する必要性も含め、今後審議していくべき。なお、海外の権利者団体との直接の意見調整が必要な場合は、文化庁において協議の場を設けてほしい。(日本製薬団体連合会(同旨 日本製薬工業協会知的財産委員会))
- 当連合会としては、今後の議事等の進行に当たり、積極的に支援を継続していくつもりなので、時宜に応じ、説明・意見交換等の機会を設定頂きたい。(日本製薬団体連合会)

## エ その他

- ケーブルテレビの技術的保護手段(アクセスコントロール)を回避して有料放送を“ただ見”する行為によって、ケーブルテレビ業界や委託放送事業者に被害が生じている状況があり、アクセスコントロールを回避して行われる私的複製の取扱いについても、検討すべき。(社団法人日本ケーブルテレビ連盟著作権特別委員会)
- 暗号化技術は、視聴制限手段としても、上映制限手段としても、複製制限手段としても用いることができるが、複製制限手段として用いられている暗号化技術の著作権法上の位置づけを再考すべき。(社団法人日本映像ソフト協会、個人)
- 非親告罪化には完全に反対。警察や検察側が主導して著作権侵害事件を捜査・起訴することが可能となるよう、より広範な権限を警察や検察に付与することは、権力の乱用に繋がる。(個人)
- 前期の法制問題小委員会で法改正で対処すべきとの結論が出されていた検索エンジンに関する権利制限について、すみやかに実行へ移す必要がある。(無限)

責任中間法人インターネット先進ユーザーの会（MIAU）（同旨 MPO 法人ソフトウェア技術者連盟）

- 図書館関係の権利制限の拡大について、本中間まとめでは言及されていないが、早急に検討を再開することを要望する。（社団法人日本図書館協会）
- 日本は、著作権侵害行為については、ほぼすべて刑事罰の対象となるが、刑事法の世界では、幫助の範囲が非常に広く考えられていることから、民事上、差止め請求の対象とならない範囲、諸外国では間接侵害とされない範囲まで、日本では刑事処罰の対象となりかねないことになっている。これらの刑事処罰の範囲についても、中立的機器の提供による刑事処罰の排除等、安心して技術を提供できる状況を早急に検討すべき。（NPO 法人ソフトウェア技術者連盟、個人）
- 他人の著作物を尊重するという精神は法によって担保される物ではなく、教育によって育成されるべきものである。（個人）

注1：提出された意見についての概要は、事務局の責任においてまとめたものである。

注2：法人名称は提出意見に付された記載による。同旨としているものには、本概要においては、内容が完全に合致していないものであっても、主たる要点に一致が見られると思われるものを含む。なお、同旨の個人からの意見がある場合には、同旨個人との記載を省略している。